

西日本新聞電子版サービスと電子版への転載不可広告に関して

西日本新聞グループでは「西日本新聞電子版」(有料)を2016年10月1日より創刊しております。西日本新聞朝刊・夕刊を、パソコン、タブレット、スマートフォン等でも紙面をそのまま読めるようにしたもので、原則として広告部分も表示しています。

弊社としては、紙の新聞と全く同じ情報を電子版でも読者に提供するためには、広告も欠かせないコンテンツであると考えています。また全国紙と地方紙の多くは電子版でも広告部分はそのままだisplayされております。

ただし、広告原稿の内容や配布エリア等の諸事情により、新聞本紙以外への掲載(転載)が認められない広告に関しては、広告会社様からの依頼に応じて、マスク処理させていただきます。

広告会社様にはお手数をおかけいたしますが、何卒ご協力いただきますようお願い致します。

■西日本新聞電子版

- ・表示する媒体、面、版

朝刊都市圏版(最終版)、すべての地方切り替え面、西日本新聞夕刊

※本サービスは、過去1か月の紙面を電子デバイス上で閲覧可能となっております。

■電子版に掲載(表示)できない広告の依頼について

- ・広告会社様から特に依頼のない広告は、そのまま電子版にも掲載されます。
- ・諸事情により電子版への転載ができない広告に関しては、必ず掲載の2日前(土日祝含まず)までに、「西日本新聞電子版 広告転載中止依頼書」にて弊社広告制作グループまでお知らせください。

西日本新聞電子版 広告転載中止依頼書

- ・臨時もの、死亡広告等に関しては、別途ご相談ください。

※本件に関する問い合わせ 西日本新聞 メディアビジネス局 広告制作グループまで

TEL : 092-711-5466 FAX : 092-711-5651

E-mail : seisaku_group@nishinippon-np.jp